

命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの方に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

- ② 第百六条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。
- ② 第百六条 日没前に差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を行ったときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十七条 次に掲げる場所で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするについては、前条第一項に規定する制限によることを要しない。

(略)

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所。ただし、公開した時間内に限り、終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第百二十一条 押収をした場合には、その目録を作り、所

索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

- ② 第百六条 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状又は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

② 第百六条 日没前に差押状又は捜索状の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十七条 左の場所で差押状又は捜索状の執行をするについては、前条第一項に規定する制限によることを要しない。

(略)

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所。但し、公開した時間内に限り、閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第百二十一条 押収をした場合には、その目録を作り、所

有者、所持者若しくは保管者（第百十条の二の規定による处分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない。

第一百二十三条 （略）

(略)

③ 押収物が第百十条の二の規定により電磁的記録を移

転し、又は移転させた上差し押された記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

④ 前三項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第一百四十二条 第百十一條の二から第百十四条まで、第一百八十八条及び第二百五十五条の規定は、検証についてこれを準用する。

② 第百五十七条の四 （略）

② 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映

有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない。

第一百二十三条 （略）

(新設)

③ 前二項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第一百四十二条 第百十二条规定は、検証についてこれを準用する。

② 第百五十七条の四 （略）

② 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映